

平成30年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 平成30年9月18日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第109号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議第110号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 議第111号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 川崎健二君 | 2番 | 山田勉君 |
| 3番 | 本間善和君 | 4番 | 竹内喜代嗣君 |
| 6番 | 大滝久志君 | 7番 | 小田信人君 |
| 8番 | 川村敏晴君 | | |
- 5 欠席委員（1名）
- | | |
|----|-------|
| 5番 | 小林重平君 |
|----|-------|
- 6 委員外議員
- | | | |
|--------|--------|------|
| 河村幸雄君 | 稲葉久美子君 | 渡辺昌君 |
| 鈴木いせ子君 | 平山耕君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
- | | |
|----|-------|
| 議長 | 三田敏秋君 |
|----|-------|
- 8 オブザーバーとして出席した者
- | | |
|-----|-------|
| 副議長 | 大滝国吉君 |
|-----|-------|
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|-----------|-------------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 建設課長 | 伊与部善久君 |
| 同課整備室長 | 須貝民雄君（課長補佐） |
| 同課管理室長 | 五十嵐忠幸君 |
| 同課管理室副参事 | 風間貴志君 |
| 同課日沿道対策室長 | 高橋和憲君（課長補佐） |
| 都市計画課長 | 山田知行君 |
| 同課建築住宅室長 | 浅野宏君（課長補佐） |
| 同課都市政策室長 | 大西敏君（課長補佐） |
| 下水道課長 | 早川明男君 |
| 同課工事係長 | 臼井信一君 |
| 同課管理業務室長 | 志村悟君 |
| 同課管理業務室係長 | 渡辺貴志君 |
| 水道局長 | 川村甚一君 |

同 局 参 事	山 田 広 良 君
同局工事係副参事	菅 原 和 英 君
同局管理業務室長	内 山 治 夫 君 (課長補佐)
同局管理業務室副参事	東 敏 之 君
同局管理業務室副参事	宮 村 勉 君
村上支所村上水道事務所課長補佐	加 藤 権 治 郎 君
荒川支所産業建設課長	佐 藤 義 信 君
神林支所産業建設課長	長 柄 長 司 君
朝日支所産業建設課長	大 滝 清 考 君
同 課 建 設 管 理 室 長	鈴 木 健 次 君
山北支所産業建設課長	加 藤 泰 君
同 課 建 設 管 理 室 長	森 山 治 人 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
係 長	鈴 木 涉

(午前10時00分)

委員長(川村敏晴君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第109号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

下水道課長

改めておはようございます。それでは、今ほどの議第109号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について概要をご説明させていただくので、よろしく願いいたす。議案書の1Pで、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,160万円を追加し、予算の規模を46億6,450万円といたした。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明させていただく。最初に、7、8Pをお開き願う。歳入の第4款1項1目一般会計繰入金については、一般会計からの繰入金5,891万4,000円を追加させていただいた。次に、第5款1項1目の繰越金については、当初予算編成時において平成29年度の決算見込みにより繰越金を4,000万円として計上させていただいていたが、平成29年度の決算が確定したことにより翌年度へ繰り越してできる金額が3,268万6,000円となり、当初見込みより下回ったため、その差額731万4,000円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9P、10Pをお開き願う。第1款1項1目の総務管理費だが、10Pの説明欄で1、公共下水道事業総務管理費の消費税2,846万8,000円については、平成29年度消費税の確定申告により今年度の納付税額が確定したので、不足となる2,846万8,000円を追加させていただいたものである。次に、2目汚水施設管理費の1、公共下水道事業施設維持管理経費2,270万円については、各地区のマンホールポンプや府屋浄化センターの修繕料のほか緊急時対応のための修繕費といたして980万円を、また大規模修繕となる府屋浄化センターの直流電流装置用アルカリ蓄電池取りかえ工事や八幡浄化センターのスクリーンユニット、破碎機修繕工事などの工事費といたして

1,290万円をそれぞれ追加させていただいた。3目雨水施設管理費の1、雨水施設維持管理経費については、田島雨水幹線排水路の剥離している目地の修繕料といたして36万円を計上させていただいた。次に、3款1項1目の予備費については、予算の端数調整のため7万2,000円を追加させていただいた。以上で説明を終わらせていただくので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第109号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第110号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長

それでは、議第110号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について概要をご説明させていただく。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ580万円を追加し、予算の規模を12億350万円といたした。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明させていただく。7P、8Pをお開き願う。歳入の第4款1項1目一般会計繰入金については、一般会計から繰入金539万6,000円を追加させていただいた。次に、第5款1項1目の繰越金については、前年度からの繰越金40万4,000円を追加させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9P、10Pをお開き願う。第1款1項1目の農業集落排水総務管理費だが、10Pの説明欄で1、農業集落排水事業総務管理経費の消費税320万5,000円については、平成29年度消費税の確定申告により今年度納付税額が確定いたしましたので、不足となる320万5,000円を追加させていただいたものである。次に、3目農業集落排水施設管理費の1、農業集落排水事業施設維持管理経費の修繕料250万円については、浄化センターやマンホールポンプの不時修繕費といたして追加させていただいたものである。次に、3款1項1目の予備費については、予算の端数調整のため9万5,000円を追加させていただいた。以上で説明を終わらせていただく。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(質 疑)

本間 善和

課長、修繕料ということで、不時修繕ということで250万円上がっているわけけれども、当初予算でたしか1,500万円だか上がっていたと思うのだけれども、今執行状況としてどのぐらい使っているのか。

(「額か」と呼ぶ者あり)

本間 善和

額だ。

下水道課長

現在のところ992万6,042円執行している。今ほど申し上げた数字は昨年同時期の平成29年度であって、平成30年度については1,312万7,461円となっている。

本間 善和 そうすると、ちょっと確認だけでも、1,500万円のうち約1,350万円使って、あと150万円しかなくなったので、不時修繕ということで250万円追加したいと、そういうことでよろしいね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本間 善和 わかった。結構だ。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第110号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第111号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(水道局長 川村甚一君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

水道 局長 それでは、議第111号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。本補正予算については、計器の取りかえ、また今後の不時修繕に備えるため、必要な経費を追加するものである。1Pをごらんいただきたい。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ720万円を追加をいたして、予算の規模を4億3,270万円とするものである。それで次に、7P、8P、こちらをお願いしたいと思う。歳入である。歳入では、第3款繰入金、一般会計繰入金168万8,000円を減額をいたして、第4款繰越金で前年度繰越金、こちらを888万8,000円を追加いたすものである。次に、9P、10P、こちらをごらんいただきたい。歳出では、第1款総務費で今後の水道配水管の漏水と不時修繕に備えるため施設維持経費600万円を、2款施設建設費で朝日地区高根簡易水道の原水流入電磁流量計、この取りかえ工事のため、簡易水道建設改良経費120万円を追加いたすものである。以上である。

(質疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第111号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

下水道課長 それでは、議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計の歳入歳出決算認定について、概要をご説明させていただく。初めに、歳入の主なものについてご説明させていただく。決算書の328、329Pをお開き願う。それでは、第1款1項1目都市計画下水道負担金についてだが、1節現年度分の収入済額といたして4,661万

2,320円、収入未済額は237万100円で、収納率といたしては95.2%だった。次に、2節滞納繰越分の収入といたしては365万8,710円、収入未済額は1,261万9,610円、収納率といたしては22%であった。また、経済的理由や本人と連絡がとれない等の事情により、34万6,620円を不納欠損処理9人分している。次に、第2款1項1目下水道使用料だが、総額といたしては6億6,170万5,352円の収入となった。内訳といたしては、1節現年度分で収入済額は6億5,786万7,912円、収入未済額は209万1,721円で、収納率は99.7%であった。2節滞納繰越分については250万2,323円の収入で、収入未済額は208万6,878円、収納率は51.2%であった。また、本人が所在不明などの理由から、29万4,605円を不納欠損処理8名している。3節施設使用料については、浄化センターやポンプ場敷地などの土地使用料といたして133万5,117円の収入となった。第3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節下水道事業費補助金については、補助事業で進めている村上地区の下水道管渠布設工事や繰越事業となった瀬波第二中継ポンプ場の再構築工事費などの社会資本整備総合交付金で3億4,910万5,000円の歳入となった。なお、収入未済額の3,519万5,000円については、平成30年度に繰り越した村上浄化センターの再構築基本設計業務委託の事業費分となる。次に、歳出の主なものについてご説明させていただく。332、333Pをお開き願う。第1款1項1目総務管理費から、備考欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。1、公共下水道事業総務管理経費で13節委託料の出納業務委託料については、水道局へ委託している下水道使用料金の出納業務委託料といたして1,620万950円を支出いたした。同じく委託料でメーター取替業務等委託料については、計量法により取りかえ時期を迎えた井戸メーターの取替業務委託料といたして、市内全域388件分、168万48円を支出いたした。15節工事請負費については、市内全域で23件分の井戸メーター新規設置工事費といたして166万6,440円を支出いたした。27節公課費の消費税については、平成28年度の間、確定申告分を合わせて222万2,000円を支出いたした。2、下水道事業排水設備等整備資金預託金については、新規2件、継続6件分で155万4,000円の預託を行った。また、同額平成29年度の貸付金収入として収入済みである。3、地方公営企業法適用化事業経費の地方公営企業法適用支援業務委託料3,660万円については、平成32年4月を予定している地方公営企業法適用移行に向け、固定資産の調査、評価業務委託料として支出したものである。次に、第1款1項2目施設管理費だが、こちらは浄化センターやポンプ場など下水道施設の維持管理に伴う経費となる。1、公共下水道事業施設維持管理経費の11節需用費関係では、浄化センターで使用する薬品などの消耗品費を2,829万2,679円、浄化センターマンホールポンプの電気料など光熱水費で1億74万1,594円を、修繕料については各施設の不時修繕157件分といたして3,665万9,382円を支出いたした。なお、不用額の581万9,383円については、大きなものといたしては電気料になるが、当初見込みより下回ったことによるものである。12節役務費については、通信運搬費で浄化センターやマンホールポンプの遠隔監視の電話料などで759万516円を支出いたした。廃棄物処理手数料については、檜原の新ごみ処理場で汚泥を処分するために要した手数料1,120万1,700円を支出いたした。次に、13節委託料の施設維持保全業務委託料については、浄化センターポンプ場、マンホールポンプなど各施設の運転管理業務委託料として2億7,319万1,768円を支出いたした。その次の設備保守点検業務委託料2,669万8,680円については、浄化センターの設備保守点検や活性炭交換業務のほか、朝日地区の非常用通報装置の更新、管理業務などの委託料として支出し

たものである。1 Pめくっていただき、335 Pの備考欄で2行目の汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、各浄化センターから排出される汚泥の処分、収集運搬業務の委託料として7,144万2,995円を支出いたした。15節の工事請負費1億72万1,880円については、浄化センターやマンホールポンプ、管渠などの維持的な工事費として42件分を支出したものである。次に、第1款2項1目下水道建設費をご説明させていただく。1、公共下水道建設経費の13節委託料の測量設計等委託料3,415万1,760円については、現在整備を進めている村上地区汚水管渠の実設計等の委託費を支出したものである。15節工事請負費の7億8,154万9,560円については、管渠整備などの工事請負費を支出したものである。2、公共下水道改築更新経費の13節委託料の工事委託料については、日本下水道事業団に委託している瀬波第2中継ポンプ場の電気設備等の再構築工事の委託料として6,182万円を支出したものである。15節の工事請負費については、瀬波1号幹線老朽管更新工事のほか、八幡処理区に統合した寝屋浄化センターの処理槽埋め戻し工事費として3,252万7,440円を支出したものである。3、公共下水道改築更新経費【繰越明許分】の工事委託料については、事業団に委託した瀬波第2中継ポンプ場の電気、機械設備等の再構築工事費といたして1,860万円を支出したものである。次に、2款公債費については、元金及び利子で28億7,438万2,183円の償還を行った。以上で説明を終わらせていただく。ご審議のほどよろしく願います。

歳入

(質疑)

本間 善和

課長、収入の中で使用料のこと欠損処理とか、そういう格好をするわけだけれども、下水道課のほうで欠損処理する、欠損する、収入落とすという条件というか、はっきり言えばこういう意図で、こういう条件で欠損処理するというようなことを決めてあるのであれば教えてください。

下水道課長

私ども下水道課といたしては、なるべく不納欠損させないように頑張っているところではあるのだけれども、やはり地方自治法にも認められている時効、それを迎えてやむなく不納欠損処理しているというものである。

本間 善和

参考のために、その時効というものを明確にひとつ教えていただけるか。

下水道課長

時効5年である。

[委員外議員]

平山 耕

公共下水道の布設のところってもうほとんど終わったのか。まだ残っているところあるか。

下水道課長

今、村上地区の要は仲間町地内、国道7号の海側のほう、昨年度実施している。それで、平成30年度以降、国道の海側のほうと、それと反対側、山側のほうの市道が残っているという状況である。

平山 耕

新しい村上総合病院できているのだけれども、その周辺では市で整備するのだけれども、そのところに下水道入れてくれという要望はないか。

下水道課長

そちらのほうについての要望はない。それで、当然病院建築のときには協議等させていただいているのだが、そちらのほうについては病院さんのほうで、私ども公共ますを整備しているので、そちらのほうに接続していただけるというようなことで伺っている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第5 議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長

それでは、議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、概要をご説明させていただく。初めに、歳入の主なものについてご説明させていただく。決算書の343、344Pをお開き願う。それでは、第1款1項1目農業集落排水事業分担金についてだが、1節現年度分の収入済額といたして72万円、収入未済額は12万円で、収納率といたしては85.7%であった。2節滞納繰越分の収入といたしては14万7,600円、収入未済額は32万200円、収納率といたしては31.6%であった。次に、第2款1項使用料については、農業集落排水と個別浄化槽の施設使用料といたして総額で1億7,954万569円の収入となった。内訳といたしては、1目農業集落排水施設使用料で、1節現年度分で収入済額は1億7,803万4,408円、収入未済額は65万6,336円で、収納率は99.6%であった。2節滞納繰越分については61万4,645円の収入済額で、収入未済額は6万6,365円、収納率といたしては81.0%であった。3節施設使用料については、処理場敷地内にある電柱などの土地使用料といたして1万6,500円の収入となった。2目個別浄化槽施設使用料については神林河内集落になるが、現年度分で87万5,016円の収入となった。次に、3款1項1目集落排水事業県補助金についてだが、こちらは朝日地区の高根処理場で長寿命化を実施するために必要となる機能診断や越沢処理場の改築工事に係る補助金と、これまでに実施してきた集落排水事業の起債償還に対する県の補助金を合わせて4,495万2,000円の歳入となった。なお、収入未済額1,945万円については、越沢処理場の改築更新経費の平成30年度に繰り越しとなった事業費分となっている。次に、歳出の主なものについてご説明させていただく。347、348Pをお開き願う。第1款1項1目農業集落排水総務管理費から備考欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。1、農業集落排水事業総務管理経費で13節委託料の出納業務委託料については、水道局へ委託している下水道使用料金の出納業務委託料といたして451万8,300円を支出いたした。27節公課費の消費税については、平成28年度の中間確定申告分と平成29年度中間申告分で1,497万7,600円を支出いたした。2、農業集落排水事業排水設備整備資金預託金については、継続1件分で4万1,000円の預託を行った。また、同額平成29年度の貸付金収入として入っている。3、地方公営企業法適用化事業経費については、公共下水道と同様に平成32年4月からの地方公営企業法適用移行に向けた固定資産の評価、調査の業務委託料といたして1,338万円を支出したものである。次に、1款1項3目農業集落排水施設管理費になるが、こちらは処理場やマンホールポンプなど集落排水施設の維持管理に伴う経費になる。備考欄で1、農業集落排水事業施設維持管理経費の11節需用費関係では処理場やマンホールポンプの電気料などの光熱水費で4,561万5,650円を、修繕料については各施設の不時修繕133件分といたして2,093万2,699円を支出いたした。12節役務費の通信運搬費については、処理場やマンホールポンプの遠隔監視の電話料などで328万949円を支出したものである。13節委託料の施設維持保全業務委託料については処理場やマンホー

ルポンプなどの施設の運転管理委託料といたして6,293万9,667円を、設備保守点検業務委託料については各処理場の機械、電気工作物などの保守点検、管理などのほか、朝日地区の非常通報装置の更新、管理業務委託料などで1,608万3,010円を支出したものである。次に、汚泥等収集運搬・処分業務委託料になるが、こちらは各処理場から排出される汚泥の処分、収集運搬業務の委託料といたして4,348万3,693円を支出させていただいた。1Pめくっていただき、350Pの備考欄で15節の工事請負費については神納処理場の高速避雷器設置のほか、各処理場やマンホールポンプの維持的な修繕工事9件分といたして1,817万1,000円を支出したものである。1款1項4目個別浄化槽施設管理費の1、個別浄化槽施設管理経費については、神林地区河内集落の小型合併処理浄化槽の管理経費といたして24戸分で115万5,940円を支出したものである。次に、1款2項1目農業集落排水建設費の1、農業集落排水改築更新経費だが、13節の測量設計等委託料については、処理場の長寿命化対策を実施するため、朝日地区の高根処理場の機能診断業務委託費及び中浜処理場の機能強化計画策定業務委託費といたして410万4,000円を支出したものである。15節工事請負費については、越沢処理場の土木、建築、機械、電気設備の改築更新工事費といたして2,990万5,800円を支出したものである。2款公債費については、元金及び利子で8億2,929万5,607円の償還を行った。以上で説明を終わらせていただく。どうぞよろしく願います。

(質 疑)

- 竹内喜代嗣 348Pに、備考欄の一番下のほうに出てくるけれども、施設維持保全業務委託料とか設備保守点検業務委託料とか、機器保守等委託料とかずっとこれ出てくるわけけれども、この委託を受けている会社というのはそれぞれやっぱり神林地区とか村上とかそれぞれ違うのだろうか。
- 下水道課長 それぞれの浄化センター、処理場ごとに複数年契約を今、平成29年度単年度契約になるけれども、入札を行っており、最低落札業者が管理していただいているところである。
- 竹内喜代嗣 処理場そのものの保守管理を請け負っている業者がそれぞれやるということなのだろうか。点検項目があるけれども、業務委託とか保守点検とか機器保守とかいろいろあるのだけれども、これ1つの業者ということだろうか。
- 下水道課長 1つの業者さんということではなくて、それぞれの業務委託をお願いしている。その中で、各業者さん、最低落札者の業者さんに委託することになるので、必ずしも同じ業者さんとは限らない。
- 竹内喜代嗣 そうすると、幾つもあるわけだけれども、3つぐらいの業者とかそういうことではなくて、1カ所、1カ所で異なる、幾つもの業者が入っているということなのだろうか。地元の人に委託というのは、どんなふうになっているのだろうか。
- 下水道課長 各地区ごとで、浄化センターで述べさせていただくか、荒川地区だと、集落排水のほうだと公衛社さん、神林地区の集落浄化槽だと北部衛生さんが入っている。村上地区だと緑水工業、朝日地区だと緑水工業、山北地区だと緑水工業と日本アクシィーズと北部衛生というふうに、それぞれ先ほどご説明させていただいたように、最低落札業者の方に委託をお願いしているという状況である。
- 本間 善和 課長、ちょっと細かいことを聞いて申しわけないのだけれども、たしか下水道も農業排水も料金収入するときに水道のメーターの検針の表を使って、水量を使って料

金収入ということで間違いないか。

下水道課長 そのとおりである。そのほかに井戸水を使っている方がいるけれども、それについてはまたメーター等をつけさせていただいている。

本間 善和 そうすると、348Pのメーター取替業務等委託料というのはそれに当たるのか。

下水道課長 こちら計量法によって8年を迎えるもの、その取りかえということで、井戸メーターの取りかえになる。

本間 善和 ちなみに下水道のときはたしか388件というのだけれども、この農業集落排水では何件あったのか、この件数。公共下水道のほう388件という説明があったけれども、この部分には説明なかったの。

下水道課長 2のメーター取りかえ分については、209件である。

本間 善和 今209件どういうことなのかちょっとわからないけれども、約100万円、96万5,000円。下水道のとき168万円、388件。1件当たりの単価というの非常に違うような気がするのだけれども、その辺の理由は何なのだろうか。

下水道課長 1件当たりというか、そのメーターの、要はパイプの送る水の13ミリとか20ミリとかあるのだけれども、それによって値段も変わってきている。

本間 善和 引き続き大変恐縮なのだけれども、そのメーターの取りかえのちょっと最後のほうになるのだけれども、参考のために教えていただきたいのだけれども、地域環境資源センター会費となっているが、地域環境資源センターとは何をやっているところなのか。

下水道課長 こちら公益社団法人であって、農業集落排水事業の今私どもで年会費お支払いさせていただいているわけなのだけれども、以前だとさまざまな事業に対しての支援というのあって、例えば設計支援であったりとかいろいろあったのだけれども、現在は私どもが今やっている災害支援のほうの応援とか、そちらのほうの支援していただけるというようなどころのさまざまな集落排水事業を総括しての支援をしてくれる場所というふうにご理解いただければよろしいかと思うが。

本間 善和 多分全国的な組織だと思うのだけれども、課長、役に立っているよという、それ結構なのだけれども、やはりそういうところを使って何か今まで事業やったようなことはあるのか。

下水道課長 直接的な事業というものはない。ただ、以前だとその事業をする、集落排水の整備をしている時期だと、そちらのほうからの設計業務等の支援を受けているということはある。ただ、現在全国的にも整備が終わっているので、その中で先ほどご説明させていただいた災害支援に対して、緊急時になるとこちらのほうから応援に来ていただけるということである。この年会費細かくなって申しわけないのだが、こちらのほうも払わなければ、お支払いしなければそういう支援も受けられないという状況になろうかということで、それで村上市としては引き続き支援を受けるという意味合いで継続をさせていただいているということである。

本間 善和 別件でちょっとお伺いするが、村上市内の下水道になると農業集落が一番古い施設になってくると思うのだけれども、今現在稼働している農業集落の中で一番古いやつどこの施設に当たるものか。

下水道課長 農業集落排水の処理場だと中浜が昭和59年の供用開始であるので、それが一番古くなっているということである。

本間 善和 耐用年数からいって今後どんな計画、耐用年数幾らぐらいまで下水道ならもつのだと、RCコンクリートで。それで、今後どういう計画でいるのだとかという構想が

あったらちょっと教えていただきたいと思う。

下水道課長

先ほど決算のほうでも若干触れさせていただきましたのだけれども、越沢集落等今改築更新工事、繰り越しにはなつたけれども、終わらせていただいている。それで、その耐震工事について、やはり古いもの、管渠であったり、またその上屋である建物、それと機械、電気設備それぞれ耐用年数があつて、その中で耐震、改築更新が必要かどうかという診断をさせていただく。その中で、先ほどの中浜地区については今年度その診断作業をさせていただいているということである。その中で要は更新しなければならないものがあれば、もうその中で更新をしていくということになる。それで、その工事に至るまでは約3カ年かかる。診断をして更新工事をしなければならないとなると、翌年度そのための申請、新年度申請書をつくって、設計書をつくって、それから工事というような手順になっている。今後今検討している中では、高根の浄化センター、その後蒲萄というふうに入っていく予定になっている。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号については、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

下水道課長

先ほど本間委員のご質問の中で、予算執行率というものが平成30年度の補正の中であつたのだが、先ほど1,312万7,460円というふうに答弁させていただいたのだが、私勘違いして公共下水道のほうの金額を言ってしまった。先ほど集落排水であつたので、予算額1,500万円に対して324万3,616円の支出である。それで、このたび250万円の補正についてはこのままだとちょっと不足が見込まれるということで、324万円しかまだ執行はしていないのだが、例年どおりからいくとやはりそのくらいの不足が出るということでの補正のお願いであつた。大変申しわけなかった。

川村委員長

委員の皆さん、よろしいね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

日程第6

議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(水道局長 川村甚一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

水道局長

それでは、議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、概要等をご説明申し上げます。初めに、354、355P、こちらをごらんいただきたい。歳入の款別決算額の合計額により説明を申し上げます。予算現額7億2,790万円に対して調定額が7億896万5,248円、収入済額が7億735万6,420円、不納欠損額5万8,170円、収入未済額155万658円である。不納欠損額については水道使用料であつて、対象者が3人、件数が11件である。また、収入未済額は、これも水道使用料155万658円であつて、内訳は現年度分が対象者66人、185件で63万7,641円。滞納繰越分は、対象者51人、261件で91万3,383円である。また、国庫支出金4,821万9,000円、こちらは南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業の国庫補助金である。また、予算現額に対し2,054万3,580円の減となっている。こちらの主な要因といたしては、今ほど申し上げた南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業が確定いたしましたことにより補助金及び市債が減額となったこと等によるものである。続いて、356、

357Pをごらんいただきたい。歳出の款別決算額の合計は、予算現額が7億2,790万円に対して支出済額6億9,346万7,896円、不用額が3,443万2,104円となって、歳入歳出の差引額は1,388万8,524円となっている。不用額については、施設建設費の減が主な要因である。続いて、358、359Pをごらんいただきたい。歳入の主なものであるが、まず消火栓の修繕工事の負担金で509万618円、水道使用料及び手数料は1億7,602万9,030円で、これは当初予算比342万30円の増である。また、水道使用料の収納率、こちらは現年度分で99.64%であった。国庫補助金は、南大平・指合・河内地区の簡易水道統合事業費の補助金、こちらが4,821万9,000円。一般会計繰入金は2億186万8,000円で、これは簡易水道の事業債の元利償還金、施設維持費、人件費に充てさせていただいている。また、360、361P、市債であるけれども、簡易水道統合事業、建設改良事業に2億5,200万円を借り入れている。次に、362、363Pをごらんいただきたいが、歳出の主なものである。一般管理費では、水質検査、メーター検針、検満メーター交換などの管理費。それから、地方公営企業法適用化事業経費及び人件費、こちらで5,223万1,952円。それから、施設の電気料、漏水等の修繕、施設維持管理委託等の施設管理費が8,680万9,599円である。次に、364、365P、施設建設費であるが、主な事業といたしては、建設改良では山北地区、府屋地区の簡易水道、大谷沢橋配水管の添架工事、あるいは村上地区では上山田飲料水供給施設の統合整備工事等のほかに、山北、朝日、村上それぞれの地区でポンプ、水位計、滅菌設備、監視装置等の施設の設置、取りかえ、こちらの工事が7件、消火栓の取りかえ、撤去等6件を行っている。また、南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業では、指合送水ポンプ室の電気計装設備あるいは配水池の場内整備、それから配水管の建設改良あるいはまた舗装の本復旧等を行っている。これにより平成26年度から行っていたこの統合事業については予定の工事を全て完了いたして、本年4月1日に上水道事業へ統合いたしている。また、起債については、元金1億8,610万8,413円、利子4,183万1,670円、合わせて2億2,794万83円を償還いたした。これにより平成29年度末の起債の現在高は27億6,788万3,323円となっている。なお、予備費であるが、こちらについては昨年度末に上山田地区の飲料水供給施設の水源が降雨等により濁り等が発生したため、給水に支障を来すおそれがあった。その対策といたして所要の緊急対策、こちらに充てさせていただいたものである。次に、最後のページであるが、368、こちらをごらんください。実質収支に関する調書については、歳入総額7億735万6,000円、歳出総額が6億9,346万8,000円、差引額は1,388万8,000円、実質収支額は同額の1,388万8,000円となって翌年度へ繰り越しをいたしている。簡単だが、説明は以上である。よろしく願いいたします。

(質 疑)

竹内喜代嗣

簡水の統合時期については、どのようにお考えなのだろうか。簡水と上水と全部上水道の公営企業に移行するというのは、時期的にどのようなお考えだろうか。

水道 局長

簡易水道事業の上水道事業への統合については、国では平成28年度末と当初指針を示していたが、3年延長された。したがって、平成31年末ということなのだけれども、これについては簡易水道事業の財政的なシミュレーションであるとか、そういったものをきちっとやった上でということ考えている。統合するかしないか等も含めて、現在そのシミュレーション中である。したがって、時期についてはまだ決定はいたしていない。

- 竹内喜代嗣 方針よくわかった。今のところ明確ではないというようなお話だった。私が言いたいのは、たしかこの春ぐらいの統計で、全国の簡易水道で公営企業の上水に会計統合しようという地域が48%程度だというふうに、半分まで行っていないような、約半数近くがなかなか統合できないというような状況だということなのだが、その辺の県内の状況とか把握されているだろうか。
- 水道 局長 詳細な数字等については、大変申しわけないが、ただいま持ち合わせていないけれども、比較的大きな事業体については既に平成28年度末をもって簡易水道事業を統合なさっていらっしゃる場所もあるが、私どものような中山間地、簡易水道部分を多く抱えている事業体については、今のところまだ全て実施はされていないように伺っている。全国各地の状況についても、ただいま詳細な資料は持ち合わせていない。以上だ。
- 竹内喜代嗣 ここで、担当者の皆さんよくおわりだろうからあれだけけれども、公営企業というのは公営企業法で収支をちゃんときちんとするようにというふうに法律でなっているわけであるから、簡易水道みたいに一般会計から2億1,800万円というのは、このぐらい一般会計から補助が入っているわけだし、そして財源が乏しい村上市であれば地方交付税の算定の根拠にきちんと入って、中山間地が多いと局長おっしゃったのでなっていると思うのだ。だから、したがってこれがなくなるということは当然全体の水道料金が上がってしまうというようなことが考えられるのだが、その統合した場合料金上がるのではないかということではどんなふうにお考えだろうか。
- 水道 局長 冒頭のご質問にもお答えいたしましたとおり、ただいま簡易水道が公営企業法の適用を受ける、これについては今資産を調査をいたして、いわゆる企業会計による貸借対照表、こちらのほうを策定をした上でどれだけのことができるか、あるいは単独でやっていけるかいけないか、そういった意味で財政のシミュレーションが必要である。今一様に料金にそれを反映させることがどうなのかというふうな議論はこの後であるけれども、今のところはその辺のことは考えていない。まだシミュレーションの途中であるので、お答えにならないかもしれないけれども、そのようなことで進めている。
- 本間 善和 水道局長、以前から水道料金、従量料金の統一という作業を近々、平成31年、平成30年等で計画していると思うのだけれども、今の予定、進捗状況等についてちょっとお話ししていただきたいと思うが。
- 水道 局長 これは上水道、水道料金だけではなくて、下水道の料金とあわせて私代表して申し上げるけれども、合併の協議事項で統一をしていこうというふうな協議で決定をしている。それにあわせて基本料金は既に統一をいたした。平成30年度に経過も終え、基本料金については各地区市内全域同額ということである。しからば従量料金制をとっているの、その従量料金について今後どのように統一していくかということで、これについては議会の皆様からもきちっとした審議を機関で行った上でというふうなご意見もいただいているので、これは今年の平成29年度に事業の審議会を設置をさせていただいて、これまでに昨年度に2回、今年度に1回それぞれ有識者あるいは利用者で構成をいたしている同審議会により、今後その時期あるいはその額、これについて審議を今進めているところである。おおむね今年度から来年度にかけては一定の方針が出てくるかもしれないが、やはり非常に難しい内容であるので、先生方にも慎重審議をお願いしている。時間的にはもうちょっとということだと思う。その都度また議会の皆様方初め市民の方にも経過も含めてお知らせをしていか

なければならぬのかなというふうには感じている。

本間 善和 ぜひとも条例提案ごといきなり議会へ出すようなことないように、議会のほうに事前の説明をひとつお願いしたいと思う。ちょっと細かいことを聞いて申しわけないのだけれども、水道には当然水質検査という検査手数料1,500万円からの金をかけて年間やっているわけだけれども、この中で1点、腸内細菌検査手数料8,600円、ちょっと細かくて申しわけない。これ何のことか。

水道 局長 簡単に申し上げると、水道の管理、維持、運転等に携わる職員が、例えば大腸菌であるとか、そういったようなところを持っていないということで、年に2回ほどこれは義務づけがあつてやっているものである。その検査である。

本間 善和 わかった。施設が多いから当然なのだけれども、年間修繕料というのは莫大な経費上がっている。2,400万円ほど支出しているわけだけれども、多分水道の施設というのは配管から配水場から電気施設からいろんなことがあると思うのだけれども、当然施設に対する保険というものが入っていると思うのだ。それで、当然雷とかいろんなことでやられると思うのだが、ちなみにそういうものを年間何件ぐらい、保険を使ったものがあるのだろうか、まずは。

水道 局長 済まない。詳細はあれなのだけれども、委員おっしゃるとおり大きなものは落雷があつて、これについては大体年に一、二件。額がこれ少なかったり多かったりするけれども、そのようなことで共済からの保険の負担を頂戴している。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号については、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（川村敏晴君）休憩を宣する。

（午前11時05分）

委員長（川村敏晴君）再開を宣する。

（午前11時15分）

日程第7 議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長 それでは、議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定について概要を、申しわけない。別冊となっているけれども、決算書により説明を申し上げる。初めに、水道事業の業務の実績について、これについては決算書14Pからの附属書類の資料のうち、18Pをごらんいただきたい。給水人口は4万9,248人で、前年度比692人、1.4ポイント減少をいたしている。減少の主な理由は、人口の自然減によるものと考えている。給水戸数については2万634戸と、これも前年度に比べて68戸、0.3ポイントの減である。給水量は635万9,522立方メートルとなって、対前年度比1万4,836立方メートル、0.2ポイントの減少である。有収率は82.0%、こちらは4.2ポイントほど減となった。減少の主な理由については、例年に比べて冬期間漏水等がふ

えたためと思われる。続いて、財政状況についてご説明を申し上げます。戻るが、決算書の1Pからである。なお、1Pからの決算報告書については消費税込み、5Pからの財務諸表、これについては消費税抜きで金額を表示させていただいている。

1、2Pをごらんください。収益的収入及び支出のうちの収入についてである。水道事業収益は決算額11億4,444万5,365円で、予算額に対して930万4,365円の増である。なお、営業収益のうち給水収益は9億7,641万8,215円である。主な増減の要因といたしては、営業収益で水道料金の基本料金の改定などにより、また給水収益が増となったものである。また、消火栓設置等の受託工事が減少したことでは83万5,112円の減、営業外収益で他会計補助金、長期前受金の戻入の増等で704万7,349円の増、また特別利益が建物損害共済金の減等で159万8,755円減となったものである。次に支出である。水道事業費用は決算額10億2,477万6,300円で、不用額は3,179万4,700円である。営業費用については、施設設備の運転、維持管理ほか水道事業の運営経費である。営業外費用については、企業債の償還利息である。特別損失は過年度収益修正損であって、過年度分にかかわる水道料金の還付金である。なお、収益的収支の明細については22Pから27P、こちらに記載している。続いて、3、4Pをごらんいただきたい。資本的収入及び支出のうち、収入についてである。収入総額は決算額9,551万8,639円で、予算額に対し8,070万1,361円の減となっている。内訳は、企業債が8,420万円、出資金が238万9,000円、工事補償金が892万9,639円で、減となった主な理由は村上地区の第4次拡張事業の見直しあるいは下水道等の他事業との調整等による事業費の減によるものである。次に、支出についてである。支出総額は決算額5億5,745万2,494円で、内訳は建設改良費が2億6,849万8,050円、企業債の償還金が2億8,895万4,444円である。建設改良の主なものについては、改良事業で配水管建設改良で1,289.8メートル、これを行った。また、拡張事業では村上地区第4次拡張事業で愛宕山配水池への切りかえに必要な工事を、また荒川地区第3次拡張事業では新しい浄水場建設を平成29年度、平成30年度の2カ年継続事業で実施をしている。継続費の通次繰越額は3億6,567万2,400円、不用額は決算額と繰越額を合わせた額が予算額より1億5,108万7,854円不足となることから、これ公営企業の決算の表記であって、マイナスの表記となっている。継続費で繰り越した事業については、今ほど申し上げた荒川地区第3次拡張事業の浄水場の築造工事等3件である。なお、資本的収支の不足額、欄外である。4億6,193万3,855円については、当年度分消費税、資本的収支調整額、減価償却費などの当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填をしている。また、企業債については8,420万円を借り入れて2億8,895万4,444円を償還いたした結果、平成29年度末現在の残高は53億8,577万4,205円となっている。なお、主な事業については、16、17Pに記載をしている。続いて、5Pをごらんいただきたい。損益計算書である。これは経営状況を明らかにするために当年度に得た全ての収益と費用、これを消費税抜きで記載したものである。当年度純利益は下のほうから4行目に記載しているが、1億76万7,646円となっている。これに前年度繰越利益剰余金24万1,423円、その他未処分利益剰余金4,546万37円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億4,646万9,106円となった。これを8Pの剰余金処分案のとおり、飛んで申しわけないが、減債積立金の積み立てに5,000万円、建設改良積立金の積み立てに5,100万円、自己資本金への組み入れに4,546万37円、残余の9,069円、これを繰り越すことでそれぞれ処分させていただきたいと思っている。それから、9Pのキャッシュ・フローの計

算書、これについては通常の業務、それから建設改良、企業債の借り入れ償還、これらにおいて、それぞれの現金の流れについて記載をしている。一番下のところであるけれども、現金の期末残高は6億6,118万3,413円となっている。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号については、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（川村敏晴君）散会を宣する。

（午前11時26分）